

# 創業支援貸付利率特例制度

日本政策金融公庫 国民生活事業では、新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方にご利用いただける「創業支援貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。

## POINT 1

新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方にご利用いただけます。

## POINT 2

各融資制度に定める利率から 0.65%を低減します。

ただし、雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率から 0.9%を低減します。

## POINT 3

一部ご利用いただけない融資制度がございます。

## 創業支援貸付利率特例制度 概要

|               |                                                       |
|---------------|-------------------------------------------------------|
| ご利用<br>いただける方 | 新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方(注)                   |
| 融資限度額         | 各融資制度に定める融資限度額                                        |
| ご返済期間         | 各融資制度に定めるご返済期間以内                                      |
| 利率(年)         | 各融資制度に定める利率－0.65%<br>ただし、雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率－0.9% |

(注) 一部ご利用いただけない融資制度があります。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。

※ お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えない場合がございます。

くわしくは、当社ホームページ<https://www.jfc.go.jp/>をご覧ください。支店の窓口までお問い合わせください。



**日本政策金融公庫**  
国民生活事業